



平成 18 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 福岡銀行
代 表 者 名 取締役頭取 谷 正明
本 社 所 在 地 福岡市中央区天神二丁目 1 3 番 1 号
(コード番号8326 東証第一部、大証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 吉 戒 孝
(TEL.092-723-2622)

経営機構改革(取締役会改革及び執行役員制度導入)の実施に関するお知らせ

株式会社福岡銀行(取締役頭取 谷 正明)は、平成 18 年 4 月 27 日開催の取締役会において、経営機構改革(取締役会改革及び執行役員制度導入)を実施することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件につきましては、6 月下旬に開催予定の定時株主総会の承認を得て実施する予定としております。

記

当行は、経営環境の変化に的確に対応するため、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」を分離して役割を明確に区別するとともに、それぞれの機能の充実・強化を目指します。

1. 取締役会改革

取締役会における迅速かつ的確な意思決定と監督機能の強化を実現するため、以下の対応を中心に取締役会改革を実施します。

- (1) 取締役の定員を 20 名から 12 名に削減し、取締役会における更なる議論の活性化を図ります。
- (2) 取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮し、経営責任を一層明確化するとともに株主意思を経営に反映しやすい体制とします。
- (3) 当行グループと直接関係のない独立の社外取締役 2 名を選定し、外部の視点による監督機能の強化を図ります。

2. 執行役員制の導入

業務執行機能を高めるため執行役員制度を導入し、取締役会で決定した経営方針・計画に基づき、迅速かつ的確に業務執行がなされる体制を目指します。執行役員制度の具体的な内容は以下のとおりです。

- (1) 執行役員は、取締役会の決議により選定します。
- (2) 執行役員は、頭取、副頭取、専務執行役員、常務執行役員及び執行役員で構成されます。なお、取締役会と業務執行の情報共有を図るため、社内取締役は執行役員を兼務することができます。
- (3) 執行役員の定員は 20 名とします。なお、社外取締役を除く取締役と執行役員の数は合計で 20 名を超えないこととします。
- (4) 執行役員の任期は 1 年とします。

以 上

本件に関するご照会は下記までお願いいたします。
福岡銀行 総合企画部 横田、野中
電話 092-723-2622